

在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の 管轄区域を定める省令の一部改正について

平成31年3月
自治行政局選挙課

1 改正内容

○ 在外公館の名称及び位置に関する改正（別表関係）

ア 在スワジランド日本国大使館の名称変更

平成30年5月にスワジランド政府から口上書をもって、同年4月19日付で国名変更を行った旨通報があったため、在スワジランド日本国大使館の名称を在エスワティニ日本国大使館に変更する。

イ 在セントクリストファー・ネーヴィス日本国大使館等の名称変更

※ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成31年法律第7号）の施行に伴うもの

2 施行期日

平成31年4月1日（上記改正法の施行期日）

【補足】

○ 意見公募手続について

本省令は、公職選挙法第30条の4の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請先となる領事官の管轄区域を定めるものであり、国の機関たる領事官の所掌事務の範囲を規定することから、行政手続法第4条第4項第1号に該当し、意見公募手続の対象外となる（過去の改正でも、同様に整理している）。

※行政手続法（平成5年法律第88号）

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第四条（略）

2・3（略）

4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一 国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等

二～七（略）